

市区町村別集計項目(推進体制等)

静岡県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
							有			無	有			無	
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	26	13			31				
22	100	静岡市	市民局男女共同参画課	1	2	1	1	静岡市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日	0	第3次静岡市男女共同参画行動計画	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1
22	130	浜松市	市民部UD・男女共同参画課	1	1	1	1	浜松市男女共同参画推進条例	2002年12月17日	2003年4月1日	0	第3次浜松市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2025年3月	1	1
22	203	沼津市	地域自治課	1	2	1	1	沼津市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日	0	第5次沼津市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
22	205	熱海市	協働環境課 市民協働推進室	1	2	0	1	熱海市男女共同参画推進条例	2002年12月24日	2002年12月24日	0	熱海市男女共同参画推進計画	2014年4月 ~ 2022年3月	0	1
22	206	三島市	政策企画課	1	2	0	1			0	三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・パート4)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	207	富士宮市	市民交流課女性が輝くまちづくり推進室	1	2	1	1	富士宮市男女共同参画推進条例	2004年3月23日	2004年4月1日	0	男女共同参画行動計画 第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
22	208	伊東市	市民課	1	2	1	1			0	第3次伊東市男女共同参画あすを奏でるハーモニープラン	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	209	島田市	市民協働課	1	2	1	1	島田市男女共同参画推進条例	2007年6月28日	2007年7月30日	0	第3次島田市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1
22	210	富士市	多文化・男女共同参画課	1	1	1	1	富士市男女共同参画条例	2004年3月23日	2004年4月1日	0				1
22	211	磐田市	地域づくり応援課	1	2	0	1	磐田市男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日	0	第2次磐田市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1
22	212	焼津市	市民協働課	1	2	1	1			0	第3次焼津市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
22	213	掛川市	企画政策課	1	2	1	1	掛川市男女共同参画条例	2006年4月1日	2006年4月1日	0	第3次掛川市男女共同参画行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1
22	214	藤枝市	男女共同参画・多文化共生課	1	1	1	1	藤枝市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日	0	藤枝市男女共同参画第3次行動計画	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1
22	215	御殿場市	市民協働課	1	2	1	1	御殿場市男女共同参画推進条例	2008年12月26日	2008年12月26日	0	御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1
22	216	袋井市	コミュニティ推進室	1	2	1	1	袋井市男女共同参画推進条例	2011年6月30日	2011年7月1日	0	第4次袋井市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
22	219	下田市	企画課	1	2	1	1			0	第3次下田市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	220	裾野市	戦略広報課	1	2	0	1			0	裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽⅢ	2011年4月 ~ 2021年3月	0	1	
22	221	湖西市	市民課	1	2	1	1	湖西市男女共同参画推進条例	2014年12月22日	2015年4月1日	0	第4次湖西市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
22	222	伊豆市	地域づくり課	1	2	0	0			0	伊豆市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
22	223	御前崎市	協働推進室	1	2	1	1			0	第3次御前崎市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	224	菊川市	地域支援課	1	2	1	1			0	第3次菊川市男女共同参画プラン	2016年3月 ~ 2022年3月	1	1	
22	225	伊豆の国市	地域づくり推進課	1	2	0	0			0	第3次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
22	226	牧之原市	地域振興課	1	2	0	0			0					1
22	301	東伊豆町	教育委員会事務局	2	2	0	0			0	輝いてひがしいず	2006年5月 ~	0	1	
22	302	河津町	企画調整課	1	2	0	0			0					1
22	304	南伊豆町	企画課	1	2	0	0			0	南伊豆町男女共同参画プラン	2003年4月 ~	0	1	
22	305	松崎町	教育委員会事務局	2	2	0	0			2	松崎町第5次総合計画	2018年4月 ~ 2022年3月	0	0	
22	306	西伊豆町	教育委員会事務局	2	2	0	0			0	西伊豆町男女共同参画推進プラン	2009年3月 ~ 2022年4月	1	1	
22	325	函南町	生涯学習課	2	2	0	0			0	第2次函南町男女共同参画計画 いきいきかなみ共生プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	0	1	
22	341	清水町	産業観光課	1	2	0	1			0	第2次清水町男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2022年3月	0	1	
22	342	長泉町	生涯学習課	2	2	0	1			0					1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
22	344	小山町	生涯学習課	2	2	0	1				0	第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
22	424	吉田町	企画課	1	2	1	1				0	第4次吉田町男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1	
22	429	川根本町	企画課	1	2	1	1				0	第2次川根本町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	
22	461	森町	社会教育課	2	2	0	1				0	森町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2025年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			6						0	6	3	3	0	3	1	2	
22	100	静岡市	静岡市女性会館	アイセル21	420-0865	静岡市葵区東草深町3-18	054-248-7330	054-246-7833	https://aicel21.jp		○		○			○	
22	130	浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	あいホール	433-8123	静岡県浜松市中区幸三丁目3-1	053-412-0351	053-412-0377	https://www.ai-hall.com		○		○			○	
22	203	沼津市															
22	205	熱海市															
22	206	三島市															
22	207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター		418-0005	静岡県富士宮市宮原7番地の1	0544-22-0341	0544-22-0326	http://city.fujinomiya.lg.jp/index.html		○		○		○		
22	208	伊東市															
22	209	島田市															
22	210	富士市	富士市男女共同参画センター		416-8558	富士市本市場432-1 フィランセ西館3階	0545-64-9017	0545-64-9017	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/machi/c1005/fmervo000001c8mo.html		○	○			○		
22	211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	ともりあ	438-0086	静岡県磐田市見付2989-3(ワークピア磐田1階)	0538-37-4811	0538-32-2353			○	○				○	
22	212	焼津市															
22	213	掛川市															
22	214	藤枝市	藤枝市男女共同参画推進センター		426-8722	静岡県藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3198	054-643-3327			○	○			○		
22	215	御殿場市															
22	216	袋井市															
22	219	下田市															
22	220	裾野市															
22	221	湖西市															
22	222	伊豆市															
22	223	御前崎市															
22	224	菊川市															
22	225	伊豆の国市															
22	226	牧之原市															
22	301	東伊豆町															
22	302	河津町															
22	304	南伊豆町															
22	305	松崎町															
22	306	西伊豆町															
22	325	函南町															
22	341	清水町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単 独	複 合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
22	342	長泉町															
22	344	小山町															
22	424	吉田町															
22	429	川根本町															
22	461	森町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

静岡県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主な事業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			6							5	4	4	5	0	3	0	0	0	
22	100	静岡市	静岡市女性会館	1992年6月17日	11	8	100,556	○	○	○	○		○						
22	130	浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	2013年11月1日	1	7	24,266	○	○	○	○		○						
22	203	沼津市																	
22	205	熱海市																	
22	206	三島市																	
22	207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター	1999年4月1日	4	0	4,025	○	○	○	○		○						市または市教育委員会主催事業への託児ボランティア派遣
22	208	伊東市																	
22	209	島田市																	
22	210	富士市	富士市男女共同参画センター	2002年9月29日	1	2	596		○	○	○								
22	211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	2007年6月23日	4	0	6	○			○								
22	212	焼津市																	
22	213	掛川市																	
22	214	藤枝市	藤枝市男女共同参画推進センター	2002年6月25日	1	0	2,000	○											
22	215	御殿場市																	
22	216	袋井市																	
22	219	下田市																	
22	220	裾野市																	
22	221	湖西市																	
22	222	伊豆市																	
22	223	御前崎市																	
22	224	菊川市																	
22	225	伊豆の国市																	
22	226	牧之原市																	
22	301	東伊豆町																	
22	302	河津町																	
22	304	南伊豆町																	
22	305	松崎町																	
22	306	西伊豆町																	
22	325	函南町																	
22	341	清水町																	
22	342	長泉町																	
22	344	小山町																	
22	424	吉田町																	
22	429	川根本町																	
22	461	森町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			16			23	2	8.7	34	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	3,835	77	2.0
22	100	静岡市				1	0	0.0	2	0	0.0									
22	130	浜松市				1	0	0.0	3	0	0.0						744	9	1.2	
22	203	沼津市				1	0	0.0	2	0	0.0						289	13	4.5	
22	205	熱海市				1	0	0.0	2	0	0.0						81	2	2.5	
22	206	三島市				1	0	0.0	1	0	0.0						143	9	6.3	
22	207	富士宮市				1	0	0.0	2	0	0.0						126	1	0.8	
22	208	伊東市	2020年10月28日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						154	6	3.9	
22	209	島田市	2008年8月2日	島田市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0							68	1	1.5	
22	210	富士市	2009年9月9日	富士市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						388	16	4.1	
22	211	磐田市				1	0	0.0	1	0	0.0						304	5	1.6	
22	212	焼津市	2009年6月26日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						38	0	0.0	
22	213	掛川市	2012年7月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						283	3	1.1	
22	214	藤枝市	2009年6月12日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						52	1	1.9	
22	215	御殿場市	2013年1月25日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						59	0	0.0	
22	216	袋井市	2016年4月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						174	1	0.6	
22	219	下田市				1	0	0.0	1	0	0.0						40	0	0.0	
22	220	裾野市				1	0	0.0	1	0	0.0						85	2	2.4	
22	221	湖西市	2014年5月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						41	1	2.4	
22	222	伊豆市				1	0	0.0	1	0	0.0						129	0	0.0	
22	223	御前崎市	2013年3月21日	男女共同参画社会づくり宣言事務所	1	1	0	0.0	1	0	0.0						33	0	0.0	
22	224	菊川市	2015年1月17日	男女共同参画社会づくり宣言事業所	1	1	0	0.0	1	0	0.0						127	2	1.6	
22	225	伊豆の国市	2017年2月8日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	100.0	1	0	0.0							51	0	0.0	
22	226	牧之原市				1	0	0.0	1	0	0.0						77	0	0.0	
22	301	東伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
22	302	河津町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
22	304	南伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
22	305	松崎町										1	0	0.0	0	0		35	0	0.0
22	306	西伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	325	函南町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
22	341	清水町	2019年7月24日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
22	342	長泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
22	344	小山町	2018年1月1日	男女共同参画社会づくり宣言事業所	1							1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
22	424	吉田町	2017年6月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	429	川根本町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
22	461	森町	2018年9月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況						(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード				
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	目標 設 定 の 対 象 で あ る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審 議会等 におけ る登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委 員会等 におけ る登用 状況	その他						
22	429	川根本町	30.0	2023年3月	49	32	742	177	23.9	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、規則・要綱に基づ く委員会・審議会等。						28	16	422	71	16.8	5	2	32	4	12.5	25	0	0.0	26	0	0.0	1		1		1	
22	461	森町	50.0	2025年3月	12	11	131	23	17.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						11	10	114	22	19.3	5	3	31	6	19.4	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

静岡県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								18	17	345	102	29.6	5	4	16	4	25.0								
	静岡市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	浜松市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	沼津市							1	1	100	31	31.0	0	0	0	0									
	熱海市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	富士宮市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	伊東市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	島田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	富士市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3								
	磐田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	焼津市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3								
	掛川市							1	1	60	15	25.0	1	1	3	1	33.3								
	藤枝市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御殿場市							1	1	48	12	25.0	0	0	0	0									
	袋井市							11	10	81	30	37.0	1	1	3	1	33.3								
	下田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	裾野市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	湖西市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	伊豆市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御前崎市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	菊川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	伊豆の国市							1	1	5	1	20.0	0	0	0	0									
	牧之原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東伊豆町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	河津町							1	1	5	1	20.0	0	0	0	0									
	南伊豆町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松崎町							1	1	23	6	26.1	0	0	0	0									
	西伊豆町							1	1	23	6	26.1	0	0	0	0									
	函南町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	清水町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長泉町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小山町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	吉田町							0	0	0	0		1	0	4	0	0.0								
	川根本町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	森町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点		議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
都 道 府 市 区 町 村	市区町村名	議員の選称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はありますか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定はないが、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不問等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例													
				12	34	3	0	24	6		25	25	26	25	27	16							
				11	1	31	24	10	28		2	2	3	4	4	4							
				2	0		10	0	0		3	3	2	2	1	1							
				10	0						4	4	3	3	2	13							
22	100	静岡県	1	静岡県職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を養育しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の姓を改めること)をいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用する必要事項を定めるものとする。	静岡県議会	1	2	3	2	2		2					2	2	2	2	2	2	4
22	130	浜松市	1	浜松市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の円滑な進出に資するため、浜松市職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の姓を改めること)をいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の姓(以下「旧姓」という。)を職務上使用する必要事項を定める。	浜松市議会	1	2	2	1	2		2					1	1	1	1	1	1	4
22	203	沼津市	1	沼津市職員の旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、旧姓の使用が法律、条例等に抵触するおそれがない範囲内において専ら職内内で行われ、職務執行上支障がないと認めるときは、同条第1項の承認をするものとする。	沼津市議会	1	2	2	1	2		2					1	1	1	1	1	1	1
22	205	熱海市	3		熱海市議会	1	2	2	1	1						1	1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の減額について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
22-209	三島市	2	三島市議会	1	2	3	2	1		三島市議会議員の議員報酬等の特別に関する条例 「議員報酬の減額」 第2条 議員が同一の任期中の連続する2回以上の定例会の会津等の全てを欠席した場合(別事件の連続又は災害などによる連続を含む。但し、その時身体の拘束を受けたことにより欠席した場合は除く。)の当該任期中の議員報酬の額は、議員報酬条例に基づき支給されるべき議員報酬の額と、次の事由に接するその欠席した定例会の回数に比例し、当該事件が定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 4回以下 100分の50 (2) 5回以上 6回目的定例会の開催日の属する月までおよび100分の50、6回目的定例会の開催日の属する月の翌月以後にあっては100分の50 ② 新議場の開設は、その欠席した定例会の9/10回目的定例会の開催日の属する月の翌月から定例会の開催等に出席した日の属する月まで適用する。 (関係条例の経緯) 第4条 議員報酬条例第4条第1項に規定する基準日(以下「基準日」といふ。)は、議員が同一の任期において、前条第1項の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの当該期末手当の額は、議員報酬条例に基づき支給されるべき期末手当の額に、当該議員報酬の減額に係る比例の支給割合(当該議員報酬の減額に係る支給割合が異なる月がある場合は、いずれか低い支給割合)を乗じて得らる。	4	4	2	2	2	4
22-207	富士宮市	2	富士宮市議会	1	2	2	1	2	富士宮市議会会議規則 会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第8条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
22-208	伊東市	2	伊東市議会	1	2	2	1	1	伊東市議会議員の議員報酬等の特別に関する条例 第3条 議員が疾病その他の事由により、市議会の会津等を長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会津等を欠席した日から市議会の会津等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」といふ。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」といふ。)を乗じて得た額を算出する。 欠席期間 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の30 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100 ※ただし、第5条の適用除外により、議員の出産による欠席の場合は、会議規則に定められた範囲内であり、市議会の会津等に出席しないことについて議長に届出がなされている場合に限り、減額されない。	1	1	1	1	1	1	1
22-209	島田市	3	富士市職員旧姓使用取扱要領	島田市議会	1	2	3	2	富士市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	3	3	3	3	1	4
22-210	富士市	1	第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の姓を改めることを含む。以下同じ)をした後引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」といふ。)を職歴上使用するについて必要な事項を定めるものとする。	富士市議会	1	2	2	1	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	2
22-211	磐田市	1	磐田市職員旧姓使用取扱要領 全体	磐田市議会	1	2	3	2			2	2	2	2	2	2
22-212	焼津市	4		焼津市議会	1	2	2	1	焼津市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
22 213	掛川市	1	掛川市議員旧姓使用取扱要綱 掛川市議員旧姓使用取扱要綱	掛川市議会	1	2	2	1		掛川市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	掛川市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 議員が疾病その他の事由により、市議会の定例会及び臨時会の会議、掛川市議会委員会条例(平成17年掛川市条例第66号)の規定により設置された委員会の会議並びにその他協議等の場(以下「市議会の会議等」という。)を長期欠席したとき(以下「長期欠席」という。)を長期欠席したとき(以下「長期欠席」という。)の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (1) 90日を超え180日以下であるとき 100分の50 (2) 180日を超え270日以下であるとき 100分の70 (3) 270日を超えるとき 100分の100		1	1	1	1	1	1
22 214	藤枝市	1	藤枝市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を変更することを含む。以下同じ。)をした後、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。	藤枝市議会	1	2	2	1		藤枝市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
22 215	御殿場市	2		御殿場市議会		2	2	1		御殿場市議会会議規則 第2条【附】 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
22 216	袋井市	4		袋井市議会	1	2	3	2		下田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
22 218	下田市	2		下田市議会	1	2	2	1		下田市議会会議規則 第2条【附】 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
22 220	裾野市	4		裾野市議会	1	2	2	1		裾野市議会会議規則 第2条第2項、第91条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
22 221	湖西市	1	湖西市議員旧姓使用取扱要綱 全文	湖西市議会	1	2	2	1		湖西市議会会議規則 第2条【附】 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	2	
22 222	伊豆市	4			2													
22 223	御前崎市	4		御前崎市議会	1	1	2	1		御前崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	4	

都 道 府 市 区 村	市 区 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
22	224	菊川市	2	菊川市議会	1	2	2	1	菊川市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
22	225	伊豆の国市	4	伊豆の国市議会	1	2	3	2	伊豆の国市議会会議規則 (第2条第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		3	3	1	2	1	4	
22	226	牧之原市	2	牧之原市議会	1	2	2	1	東伊豆町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者や出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
22	301	東伊豆町	2	東伊豆町議会	1	2	2	1	河津町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
22	302	河津町	4	河津町議会	1	2	2	1	河津町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
22	304	南伊豆町	4	南伊豆町議会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	4	4	
22	305	松崎町	2	松崎町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4	
22	308	南伊豆町	4	南伊豆町議会	1	1	3	2		2		3	3	3	3	3	3	
22	326	函南町	2	函南町議会	1	2	3	2	函南町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「減額期間」という。)において、当該議員の議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、町議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1		4	4	4	4	4	2	2
22	341	清水町	1	清水町議会	1	2	2	1	清水町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
			長泉町職員旧姓使用取扱要領 長泉町職員旧姓使用取扱要領	長泉町議会	1	2	2	1	長泉町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届けなければならない。	2				1	1	1	1	1	1		
			吉田町職員旧姓使用取扱要領 吉田町職員旧姓使用取扱要領	吉田町議会	1	2	2	1	小山町議会会議規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において	2				1	1	1	1	1	4		
			川根本町職員旧姓使用取扱要領 第1条 この訓令は、川根本町職員が、婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「縁組等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	川根本町議会	1	2	2	1	川根本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
				森町	1	2	2	1	森町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン)を ために実施していることがあ ればご記入ください。
	問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されている か。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を行 っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 の推進を認めていますか。	問18 1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	問19 左記で、1.を選択した場 合 該当部分の規定を記入して ください。		
	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所 の設置または提供がさ れている。(臨時のもの も含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	に1 関、 定す ハ等 ラ を 設 置 し て い る に 関 す る 規 定 は あ る 倫 理 規 止	す 2 を 設 置 し て い る に 関 す る 規 定 は あ る 倫 理 規 止	に3 関、 す 3 を 設 置 し て い る に 関 す る 規 定 は あ る 倫 理 規 止	4 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場 合 該当部分の規定を記入して ください。
	0	0	2	2	0	0	0		0	1			10
	1	4	6	0	0	0	0		5	11			22
	0	0	26	0	0	0	0		29	2			3
	33	30	0	0	0	0	0		0	20			
22-100	静岡県	4	4	3					3	2		1	静岡県地域防災計画 第13節男女双方の視点への配慮(市民)1基 本指針 被災時の男女のニーズの違いを男女 双方の視点に十分配慮するものとする。 2. 女性のための支援 女性と男性では災 害から受ける影響の違いが生じることに配慮し、 被災女性のニーズの把握、情報提供、女性の ための電話相談等を行う。3実施場所 静岡 市女性会館(静岡市東区東草津町3番18号)
22-130	浜松市	4	4	3					3	2			2
22-203	沼津市	4	4	3					3	4			2
22-205	熱海市	4	4	3					3	2			2
22-206	三島市	4	4	3					3	4		1	市は、平常時から防災担当部長と男女共同 参画担当部長が連携し、男女共同参画の視 点を庁内及び避難所等における災害対応に 取り入れるなど、男女共同参画の視点から の災害対応の推進に努める。
22-207	富士宮市	4	4	3					3	2			2
22-208	伊東市	4	4	3					3	2		1	伊東市地域防災計画 市及び圏は、男女共同参画の視点から、男女 共同参画担当部長が防災部長と協力し、災害 対応について庁内及び避難所等における連絡 調整を行う。
22-209	島田市	4	4	2					2	4		1	島田市地域防災計画 “(第2章 第16節 男女共同参画の視点からの 災害対応体制整備) 市は、男女共同参画の視点から、男女共同 参画担当部長が災害対応について庁内及び 避難所等における連絡調整を行うものとする。 また、平常時及び災害時における男女共同 参画担当部長の役割について、防災担当部長 と男女共同参画担当部長が連携し明確化し ておくよう努めるものとする。 (第3章 第26節 応援協力計画)※一部抜粋 青年団及び男女共同参画団体への要請 青年団にあっては青年団長に対して行うもの とする。 男女共同参画団体においては県男女共同参 画センター運営主体、地域女性団体連絡協 会の長等に対して行うものとする。 応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集 合場所その他協力要請に関する必要事項に ついては、その都度連絡するものとする。
22-210	富士市	2	2	3					3	4		1	富士市地域防災計画 資料編 議会モニターの団体枠にて女性 を推薦してもらえよう促している。 女性の社会参加・自立支援事業(女性のた めの相談) 3日以内に業務開始
22-211	静岡市	4	4	3					3	2			2
22-212	焼津市	4	4	3					3	1			2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されてい るか。	問11 議会におけるハラスメント 防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの)以外を行って いますか。	問15 議会において、選称又は 旧称の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の案文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 のため実施していること があればご記入ください。							
	コ コ 1 1 ド	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 問1 定するハ ラスメン トが定め られてい る 2. 問2 を議員ハ ラスメン ト防止に 関する 取組む こと 3. 問3 を議員ハ ラスメン ト防止に 関する 取組む こと 4. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断 したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)							
22	213	掛川市	4	4	2												掛川市地域防災計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参 画担当部署が災害対応について庁内及び避難 所等における連絡調整を行い、平常時及び災 害時における男女共同参画担当部署の役割に ついて、防災担当部署と男女共同参画担当 部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22	214	藤枝市	4	2	3												藤枝市地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の観点からの災害対応体制整備 〇市は、男女共同参画の観点から、男女共同 参画担当部署が災害対応について庁内及び避 難所等における連絡調整を行い、また、男女共 同参画センターが開設された場合は、地域にお ける防災活動の推進拠点となるよう、平常時 及び災害時における男女共同参画担当部署及 男女共同参画センターの役割について、防災 担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明 確化しておくよう努めるものとする。
22	215	御殿場市	4	4	1	1											御殿場市議会議員政治倫理条例 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵 守しなければならない。 (一)から(三)まで略 (四)市が行う許認可又は請負その他の契約に関 し、特定の個人、企業、団体等のために有利と なるような取扱等の働きかけをしないこと。 (五)市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関 し、不当な関与をしないこと。 (六)市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はそ の職務を不正に行使するよう働きかけをしない こと。 (七)その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不 当に圧力をかける行為をしないこと。 (八)差別的な取り扱いは賞罰、虐待、性的な言 動、名譽又は社会的信用を低下させる目的でそ の性を誹謗中傷する言動その他の人権侵害等 のおそれのある行為をしないこと。
22	216	藤井市	4	2	3												
22	217	下田市	4	4	3												
22	218	藤枝市	4	4	3												
22	219	藤枝市	4	4	2												
22	220	伊豆市	4	4	2												
22	221	藤枝市	4	4	2												
22	222	伊豆市	4	4	2												
22	223	御前崎市	4	4	3												
22	224	掛川市	4	4	3												掛川市地域防災計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参 画担当部署が災害対応について庁内及び避難 所等における連絡調整を行い、また、男女共 同参画センターが地域における災害時の推進 拠点となるよう、平常時及び災害時における 男女共同参画担当部署及び男女共同参画セン ターの役割について、防災担当部署と男女共 同参画担当部署が連携し明確化しておくよう 努めるものとする。
22	225	伊豆の国市	4	4	3												
22	226	佐々木市	4	4	3												
22	301	家伊豆町	4	4	2												
22	302	沼津町	4	4	2												
22	303	伊豆市	4	4	3												
22	304	伊豆市	4	4	3												
22	305	松崎町	4	4	3												
22	306	家伊豆町	4	4	3												
22	307	沼津町	4	4	3												
22	308	家伊豆町	4	4	3												
22	309	沼津町	4	4	3												
22	310	清水町	4	4	3												
22	342	長泉町	4	4	2												長泉町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の観点からの災害対応 体制整備
22	344	小山町	4	4	3												地域防災計画 共通対策編 第19節男女共同参画の観点から の災害対応体制整備 町は、男女共同参画の観点から、男女共同参 画担当部署が災害対応について庁内及び避難 所等における連絡調整を行うよう努めるもの とする。
22	424	吉田町	4	4	1	1											吉田町議会議員政治倫理規程 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵 守しなければならない。 (略) ⑩ 嫌がらせ、強制、ハラスメントその他人権 侵害のおそれのある行為をしないこと。
22	429	川根本町	4	4	3												
22	461	森町	4	4	3												